

目白大学・目白大学短期大学部における 研究費の運営・管理及び研究不正防止に関する規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本規則は、目白大学及び目白大学短期大学部（以下、合わせて「本学」という。）において、研究費を適正に運営・管理し、研究不正を防止するための体制を整備し、本学の研究活動の信頼性と公正性及び自由な研究活動の遂行を確保することを目的とする。

(定 義)

第2条 本規則において、「研究費」とは、国、その他公共機関、企業及び財団等の資金配分機関が交付する学外の資金並びに学内の研究費を含む本学で扱うすべての研究費をいう。

2 本規則において、「研究者等」とは、本学に所属し、本学の施設や設備を利用して研究活動を行う又は研究費の運営・管理を行う教職員（非常勤を含む。）、客員研究員、学生をはじめ、研究活動に係わるすべての者をいう。

3 本規則において、「研究不正」とは、故意による又は研究者等としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる研究費の不正使用及び研究活動上の不正行為をいう。

4 本規則において、「啓発活動」とは、研究者等に対し、研究不正防止への意識を向上させ、研究不正根絶の精神を浸透させることを目的として実施する諸活動全般をいう。

5 本規則において、「コンプライアンス教育」とは、研究不正を事前に防止するために、研究費によって研究活動を行う又は研究費の運営・管理を行う研究者等に対し、法令、学園規範及び関連規則等の遵守すべき事項、研究費の管理・運営に伴う責任及び研究不正の具体例等を理解させることを目的として実施する教育をいう。

6 本規則において、「研究倫理教育」とは、研究不正を事前に防止するために、研究者等に対し、研究倫理に関する知識や倫理規範を修得させ、公正な研究活動を推進することを目的として実施する教育をいう。

7 本条で定めるほか、研究不正防止に関する用語の定義は、目白大学・目白大学短期大学部における研究不正に係る調査等に関する規程で定める。

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、学校法人目白学園（以下「学園」という。）の建学の精神に則り、研究活動を通じて、社会の発展と平和に貢献しなければならない。

- 2 研究者等は、研究不正を行ってはならず、また、研究不正の防止に努めなければならない。
- 3 研究費によって研究活動を行う又は研究費の運営・管理に係るすべての研究者等は、学園が行うコンプライアンス教育を受けなければならない。
- 4 研究者等は、学園が行う研究倫理教育を受けなければならない。

第2章 運営・管理に関する体制

(最高管理責任者)

- 第4条 本学に、研究費の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、大学学長及び短期大学部学長（以下、合わせて「学長」という。）をもって充てる。
- 2 最高管理責任者は、研究不正防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定し、周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。
 - 3 最高管理責任者は、基本方針や具体的な研究不正防止対策の策定に当たっては、その実施状況や効果を報告し、経営企画本部会議の議を経て行う。
 - 4 最高管理責任者は、次条以降に規定する統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が適正に研究費の運営・管理が行えるようリーダーシップを発揮しなければならない。
 - 5 最高管理責任者は、各学部（短期大学部においては各学科）、各研究科、大学事務局及び法人本部各部（以下、「各部局」という。）に対して、啓発活動を定期的に行う。

(統括管理責任者)

- 第5条 本学に、最高管理責任者を補佐し、本学における研究費の運営・管理及び不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任と権限を持つ統括管理責任者を置き、学長が指名する副学長（短期大学部において副学長が置かれていない場合は、特命学長補佐）をもって充てる。
- 2 統括管理責任者は、第4条第2項で定める基本方針に基づき、次の各号に定める事項を実施する。
 - (1) 研究費の不正使用を防止するための本学の具体的な対策（以下「不正防止計画」という。）を年度毎に策定し、実施する。
 - (2) 不正防止計画の実施を次条で定めるコンプライアンス推進責任者に指示するとともに、実施状況を確認し、必要と認めた場合は改善を指示する。
 - (3) 前号で確認した不正防止計画の実施状況（改善指示を含む。）を、定期的に最高管理責任者に報告する。
 - (4) 研究者等を対象としたコンプライアンス教育及び本学全体への啓発活動等の具体的な計画を策定し、実施する。

(コンプライアンス推進責任者・研究倫理教育責任者)

第6条 本学に、各部局における研究費に関する運営・管理について責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、各学部長（短期大学部においては各学科長）、各研究科長、大学事務局長、大学事務局次長及び法人本部総務部長、財務部長をもって充てる。

2 本学に、各部局における研究倫理に関する知識を定着、更新させるための責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置き、前項で規定するコンプライアンス推進責任者がその役割を兼ねる。

3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示を受け、自己が管理監督又は指導する各部局において次の各号に定める業務を推進しなければならない。

(1) 不正防止計画で示される対策を実施し、その実施状況を確認するとともに、統括管理責任者に報告する。

(2) コンプライアンス教育及び研究倫理教育を定期的実施し、受講状況や理解度を管理監督する。

(3) 前号で規定する研究倫理教育を学生に対しても定期的実施する。

(4) 定期的啓発活動を実施する。

(5) 研究者等が適正に研究費を管理し執行しているかを監視し、必要に応じて改善を指導する。

(監事)

第7条 監事は、学校法人目白学園監事監査規則第4条に規定される監査実施項目の一部として、研究不正防止に関する内部統制の整備及び運用状況について監査する。

2 前項に定める監査においては、特に、監査室が実施した内部監査の結果及び統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が把握した研究不正の発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを監査する。

3 監事は、本条第1項に定める監査を定期的に行う。

(防止計画推進部署)

第8条 本学全体の観点から不正防止計画の推進を担当する部署（以下「防止計画推進部署」という。）を置き、大学事務局教務部研究支援課をもって充てる。

2 防止計画推進部署は、統括管理責任者ととも本学全体の具体的な対策（不正防止計画及びコンプライアンス教育と啓発活動の計画を含む。）を策定し、実施する。実施後は、実施状況の確認を行う。

3 防止計画推進部署は、監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定、実施及び見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。

4 防止計画推進部署は、監査室と連携し、研究不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、本学全体の状況に照らして整理し、研究不正を発生させる要因を不正防止計画に反映させる。

(責任体系の公開)

第9条 研究費の運営・管理及び研究不正防止に関する責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を、その職名とともに本学内外に公開し、周知する。

第3章 内部監査等

(内部監査)

第10条 監査室は、学校法人目白学園内部監査規則に基づき、大学全体の視点から内部監査を実施する。

2 監査室は、特に、研究不正の発生要因を把握し、研究不正が発生するリスクに対して、重点的かつ機動的な内部監査を実施する。

3 監査室は、監事及び会計監査法人との連携を強化し、監査にあたる。

第4章 その他

(運営・管理の基盤整備)

第11条 本規則に定めることのほか、研究費の運営・管理に必要な事項は目白大学・目白大学短期大学部における研究費の取扱いに関する規程で定める。

(告発・調査等の扱い)

第12条 研究不正の告発及び調査に係わる手続きについては目白大学・目白大学短期大学部における研究不正に係る調査等に関する規程で定める。

(規則の改廃)

第13条 本規則の改廃は、理事会の審議を経なければならない。

附 則

この規則は、2022年4月1日から施行する。